

令和 2年 8月 28日

医学科学生各位

医学部医学科長
廣田和美
医学部医学科学務委員長
鬼島宏

医学部医学科自習室等の使用禁止及び立入制限について

令和2年7月7日付け文書により周知しております医学科講義室等の使用禁止及び立入制限の緩和について、9月1日（火）から当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 基礎校舎の自習室及びリフレッシュスペース(階段の脇)の使用禁止は継続する。
2. 臨床研究棟，附属病院内及び学生支援センター1号棟への立入禁止は継続する。
3. 上記2について，臨床実習を許可された学生（5．6年次）は除く。
ただし，国内特定地域に移動した場合，臨床実習参加前2週間の経過観察期間が必要となることから，経過観察期間終了後に臨床実習への参加が許可される。

【本件担当】

医学科学務担当

内線：5204

E-mail：jm5204@hirosaki-u.ac.jp